

情報（所内研究報告：社会保障）

社会保障費用をマクロ的に把握する統計の向上に関する研究
——地方単独事業の総合的計上に向けて——

竹沢 純子*

Ⅰ 研究の背景と目的

我が国の社会保障費用をマクロ的に把握する統計として、国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）の社会保障費用統計（以下、費用統計）が国際基準に沿った分類集計を行っている。国際基準に従えば、国庫補助事業¹⁾及び地方単独事業（以下、単独事業）²⁾のいずれも集計対象となる。費用統計において、前者は中央省庁の各社会保障制度の所管部局より補助率に基づく国と地方自治体の負担額の提供を受けているが、後者は統計の制約により一部のみ計上となっている。

消費税増収分の国と地方の配分をめぐる議論の基礎データとして、総務省は2011年「社会保障に要する経費に関する調査」（以下、社保費調査）により社会保障分野の単独事業費を公表した〔総務省（2011）〕。同結果を受けて、厚生労働省は社会保障費用の集計範囲について学術的・統計実務的な整理を行うべく有識者検討会を設置し、ILO基準においては法令に基づき事業の実施が義務づけられる個人に帰属する給付に該当する単独事業のみを含める方向性が示された〔厚生労働省社会保障給付費の整理に関する検討会（2011）〕。これを踏まえて、2012年の社会保障・税一体改革大綱において「地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計の総合的な整理」が改革すべき

事項として盛り込まれ、厚生労働省検討会の整理に従い費用統計は集計すべきとされた。こうした実務上の進展を受けて、費用統計において単独事業を含めた具体的な集計方法の開発が急務となっている。

本研究は、社保費調査を利用した単独事業の計上に向けて、関係機関へのヒアリング等により必要な情報を収集するとともに、実際のデータにより集計を試行し、作成上の課題を明らかにすることとする。

Ⅱ 研究方法と成果

1 総務省及び自治体ヒアリング、自治体財政データに基づく分析

社保費調査は、国際基準と整合的な様式で地方自治体の社会保障費用を取りまとめている。同調査の回答作成について、自治体にヒアリングを行ったところ、国庫補助事業において地方が負担割合を超えて支出する超過負担分については単独事業の様式に計上されていない場合があり、単独事業費が過少報告となっている事例があった。

また自治体からの回答を総務省において取りまとめるに際して、本来は自治体間の移転を相殺し純計値に加工する必要があるが、現在のところ総務省では行っていない。統計の向上の観点からは相殺が必要と思われるが、自治体にヒアリングを

* 国立社会保障・人口問題研究所 企画部第3室長

¹⁾ 国庫補助事業とは、地方公共団体が国から負担金または補助金を受けて実施する事業である〔総務省（2018）〕。

²⁾ 地方単独事業とは、地方公共団体が国からの補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業である〔総務省（2018）〕。

行ったところ、調整が必要な金額は全体の0.5%未満と小さく、総計を利用しても大勢には影響しないことが確認された。

さらに、複数の自治体より社保費調査の実際の回答データ提供を受けて、単独事業うち子ども子育て分野に着目して分析したところ、現費用統計における公立保育所運営費の推計方法³⁾では過小推計の可能性があることが明らかになった。推計ではなく社保費調査を利用し地方自治体の決算額から把握することが必要と思われる。

2 社保費調査を利用したトライアル集計

総務省より2015年度の社保費調査データ（都道府県、市区町村の総計）の提供を受けて、費用統計に単独事業を追加するトライアル集計を行った。追加により、ILO基準社会保障財源計は3.9%増、うち自治体が負担する国庫補助事業及び単独事業を含む「他の公費負担」は35.5%増となった。ILO基準社会保障給付費計は3.7%増であり、部門別でみると「医療」は4.4%、「年金」は0.0%、「福祉その他」は11.8%、それぞれ増加した。つぎにOECD基準政策分野別社会支出でみると、「家族」の伸びが最も大きく14.2%増、うち就学前教育保育、就学援助等を含む「現物給付」は31.8%増となった。対GDP比社会保障給付費でみると21.58%から22.39%へ0.81ポイント上昇した。

3 海外ヒアリングと成果発信、EU基準統計に関する講演会・ワークショップ開催

海外事例として韓国、フランス、及び二つの国際機関（EU、OECD）を対象とし、ヒアリング調査を実施した。フランスでは、1980年代の地方分権改革により地方に権限が移った事業の収支情報が得られないという問題が生じた。その対応として1996年に地方公共団体総法典が改正され、地方政府に移った事業の収支を国へ報告することが義務付けられた。また、近年韓国では詳細な地方財政統計データベースを社会保障費用統計の作成に活用する途が開かれ、集計精度が向上した。法律

による報告の義務づけ、及び詳細データベースへのアクセスの容易さについては、日本が参考とすべき点である。

次にEU統計局のESSPROS統計（欧州社会保護統計、以下EU基準）に関しては、初年度のヒアリングに続き、最終年度には同統計の担当者を招聘し、公開特別講演会及び「欧州・日本・韓国の社会保障費用に関する国際ワークショップ」を開催した。EU統計では、集計範囲や分類等の技術的な課題について、定期的で開催される統計作成実務者会合で議論し、合意が得られたものはマニュアルに反映される。現在我が国の費用統計はILO基準、OECD基準に準拠しているが、両基準はEU基準の考え方に多くを拠っていることから、今後、費用統計が単独事業を含め全体の精度向上を図っていくためには、EU基準を参照する必要がある。

Ⅲ 今後の課題

社保費調査を利用し単独事業を総合的に計上する場合、次の課題がある。第一に、施設整備費に関しては、同調査の様式4で把握しているが、国庫補助事業と単独事業が合算のため、後者のみ取り出して計上できない。自治体ヒアリングによれば、分けて回答することも可能とのことである。自治体の負担増に配慮を要するものの、費用統計においては必要な情報であり、様式の変更が望まれる。第二に、住宅や災害救助費等は社保費調査の対象外であるが、国際基準においては対象となる。これらを含める方法については具体的な道筋がまだ見えていない。

2018年度からの「公的統計の整備に関する基本的計画」において、今後5年以内に、費用統計において「国際基準に準拠した地方公共団体の社会保障支出の総合的な把握に向け、社会保障関係費用に関する調査結果の活用や、単価に基づく推計等を検討し改善を図る。」ことが盛り込まれた。本研究を通じて、国際基準に則り、一定水準の精度

³⁾ 2004年の一般財源化以降、厚生労働省は公立保育所運営費の決算額の把握が困難となったため、費用統計では同省による私立保育所の単価等に基づく推計値を使用している。

を確保した集計が可能な見通しを得たことから、できる限り早期に、単独事業を含む費用統計の公表を目指していく。

(2011)『社会保障給付費統計等の整理の方向性』。
総務省(2011)『社会保障関係の地方単独事業に関する調査結果』。
—— (2018)『平成30年度地方財政白書』。

参考文献

厚生労働省社会保障給付費の整理に関する検討会

(たけざわ・じゅんこ)